

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 の施行に伴う職業安定法施行令等の改正

### 1. 制度の概要

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 5 では、職業紹介事業者等に対し、求人  
の全件受理の義務を課す一方で、求職者の就業継続に重大な影響を及ぼす求人を未然に排除  
するため、同条第 1 項第 3 号において、一定の労働関係法令に違反する求人者からの求人につ  
いては不受理とできることを規定（令和 2 年 3 月 30 日施行）。
- 違反した場合に求人不受理となる対象条項は職業安定法施行令（昭和 28 年政令第 242 号）、  
対象となるケースは職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）で規定。

#### < 求人不受理の対象となる主な場合 >

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）  
⇒過去 1 年間に 2 回以上、同一条項違反で是正指導を受けた場合は、是正後 6 か月  
送検・公表された場合は、送検後 1 年間

- ・職業安定法
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下  
「男女雇用機会均等法」という。）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以  
下「育児・介護休業法」という。）  
⇒法違反の是正を求める勧告等に従わずに公表された場合は、是正後 6 か月

### 2. 改正内容

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法  
律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、職業安定法施行令において、以下①及  
び②を求人不受理の対象条項として追加。
    - ① 労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利  
利益取扱いの禁止<男女雇用機会均等法第 11 条第 2 項（第 11 条の 3 第 2 項、第 17 条第 2  
項及び第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）、育児・介護休業法第 25 条第 2 項>  
※各法律で公表対象規定に追加された規定
    - ② パワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメ  
ントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止<労働施策の総合的な  
推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第  
132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）第 30 条の 2 第 1 項及び第 2 項（第 30 条  
の 5 第 2 項及び第 30 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）>
  - また、職業安定法施行規則において、労働施策総合推進法第 33 条第 2 項の規定により公  
表され、是正後 6 か月経過していない場合等を求人不受理の対象となるケースとして追加。
- ⇒ これらにより、①又は②の規定に違反し、勧告等に従わずに公表された場合は、是正後 6  
か月経過するまで求人を不受理とできることとなる。

### 3. 施行期日等

公布日 : 令和元年 12 月下旬（予定）

施行期日 : 改正法の施行の日（※）

（※）公布の日（令和元年 6 月 5 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定  
める日（令和 2 年 6 月 1 日（予定））